

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（通信設備）」について

標記について、協定締結を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。  
なお、本件は協定締結の公募であり入札は行いません。

令和3年 2月15日

国土交通省 関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
早 川 潤

記

1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 荒川下流河川事務所直轄管理区間（別紙－1参照）
- (3) 協定内容 本協定で想定している作業は以下のとおりとする。
  - ①通信設備の緊急点検・応急復旧
  - ②災害対策機器の運用補助作業
- (4) 協定区分 通信設備
- (5) 協定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。  
※各災害協定の協定期間を統一するため、今回の公募は1年間の協定とする。

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
  - ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち定期受付において通信設備工事に申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

② 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 平成18年4月1日以降に、国又は自治体の発注工事又は業務で元請けとして完成・引渡し完了した下記に示す設備に関していずれかの実績を有すること。

① 保守業務又は点検業務

② 設置工事の施工実績

③ 製造又は購入の納入実績

対象設備は次のいずれか1つの設備とする。

（1. 多重無線設備、2. 端局設備、3. 交換設備、4. 遠方監視装置、5. 長距離（30km以上）用光伝送設備、6. 移動体通信設備、7. 衛星通信設備、8. ネットワーク設備、9. テレメータ観測装置（通信回線は無線とする）、10. 防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）、11. CCTV設備、12. 河川敷放送設備、13. 河川情報表示設備）

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

(6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、通信設備工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 令和3年4月1日以降の荒川下流河川事務所と「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」を締結していないこと。

#### 4. 申請資料の作成及び提出に関する事項

(1) 提出様式は下記のとおりとする。

1) 様式－1（協定参加申請書）

※令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格で応募する場合は、参加資格審査の申請書が受理されていることを証する資料（受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し）を添付すること。

2) 調査様式－1（河川災害応急復旧業務に関する調査票）

(2) 申請資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項	選定出来ない要件
<p>施工実績 (調査様式-1)</p>	<p>① 平成18年4月1日以降に、国又は自治体の発注工事又は業務で元請けとして完成・引渡しが完了した下記に示す設備に関していずれかの実績を有すること。</p> <p>① 保守業務又は点検業務 ② 設置工事の施工実績 ③ 製造又は購入の納入実績</p> <p>対象設備は次のいずれか1つの設備とする。</p> <p>(1. 多重無線設備、2. 端局設備、3. 交換設備、4. 遠方監視装置、5. 長距離(30km以上)用光伝送設備、6. 移動体通信設備、7. 衛星通信設備、8. ネットワーク設備、9. テレメータ観測装置(通信回線は無線とする)、10. 防災情報システム(防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの)、11. CCTV設備、12. 河川敷放送設備、13. 河川情報表示設備)</p> <p>② 施工実績が分かる資料の写しを添付すること</p>	<p>施工実績が無い場合</p>
<p>協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格 (調査様式-1)</p>	<p>① 下記資格等を1つ以上有している派遣可能技術者を1名記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(電気電子部門又は総合技術管理部門(選択科目「電気電子」とするものに限る))</li> <li>・一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士</li> <li>・以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が3年以上あること</li> </ul> <p>第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか</p> <p>② 記載した派遣可能技術者の資格の写しを添付すること。</p>	<p>派遣できる有資格者がいない場合</p>
<p>協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数 (調査様式-1)</p>	<p>派遣可能作業員の人数を記載すること。 なお、協力会社の人数を含めて良い。</p>	<p>作業員を派遣できない場合</p>

(3) 申請書類の提出

1) 担当部局及び問合せ先

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 防災企画室

電話03-3902-3220

資料の作成に対する問合せ等の連絡は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

2) 申請書類等の交付

荒川下流河川事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和3年3月8日(月)までとする。

ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体(CD-R等)を上記1)に郵送することにより電子データを交付するので、事前に上記1)にその旨を連絡し、記録媒体及び返信用の封筒(切手を貼付)、協定締結希望者の連絡先が分かるものを送付すること。受付期間は令和3年3月8日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

3) 申請書及び資料の提出方法、受付期間及び受付場所

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に持参又は郵送等(書留郵便等記録が残るものに限る)するものとし、電送(ファクシミリ)、電子メールによるものは受けない。

① 受付期間

令和3年3月8日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

なお、郵送等の場合は、最終日の消印、託送業者が受付を行ったものまでを有効とする。

② 受付場所

4. (3) 1) 担当部局に同じ

③ 提出部数

1部

5. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(通信設備)」の選定結果を申請者に書面にて通知する。

通知は、令和3年3月18日(木)を予定している。

6. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(自由様式)により説明を求めることができる。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受けない。

(1) 提出期限

令和3年3月19日(金)から令和3年3月26日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局に同じ

(3) 回答期限及び方法

令和3年4月2日(金)までに書面により回答する。

7. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書(通信設備)」を2部作成し提出すること。作成については、別紙-2「協定書の作成について」を参照すること。なお、持参、郵送又は託送(郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。)によるものとし、電送によるものは受け取らない。

(1) 提出期限

令和3年3月18日(木)から令和3年3月31日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局に同じ

8. その他

(1) 申請資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しません。

(2) 提出された申請資料は、返却しません。

(3) 災害協定締結後は、連絡会議、防災訓練や災害対策機器等講習会に参加すること。

(4) 災害協定締結後に連絡先及び資機材等の調査に協力すること。

① 調査内容

・ 緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、電子メールアドレス、携帯電話の番号及びメールアドレス

・ 派遣可能技術者の人数及び資格

・ 他機関との協定締結状況

② 調査時期

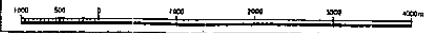
・ 協定期間中の毎年4月に調査依頼する。

③ 提出場所

・ 4. (3) 1) 担当部局に同じ。

# 荒川下流河川事務所直轄管理区間

縮尺 1:50,000



管理区間上流端  
笹目橋

岩淵出張所管理区間

小名木川出張所管理区間

管理区間下流端  
右岸 荒川-0.6km  
左岸 荒川 0km

出張所管理境  
西新井橋

岩淵出張所管理区間

小名木川出張所管理区間

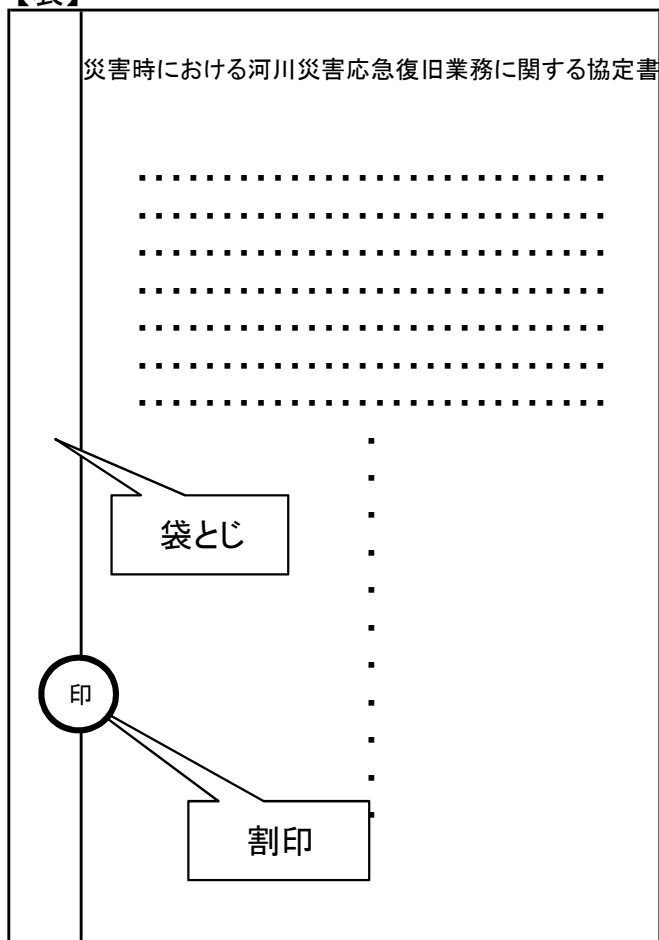
荒川下流 管理区間

河川名	左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 ~ 東京都足立区本木1丁目地先	小名木川出張所
		東京都足立区本木1丁目地先 ~ 埼玉県戸田市大字笹目地先	岩淵出張所
	右岸	東京都江東区 ~ 東京都足立区千住桜木2丁目地先	小名木川出張所
		東京都足立区千住桜木2丁目地先 ~ 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 ~ 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所
荒川	左岸	荒川分岐点 ~ 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所

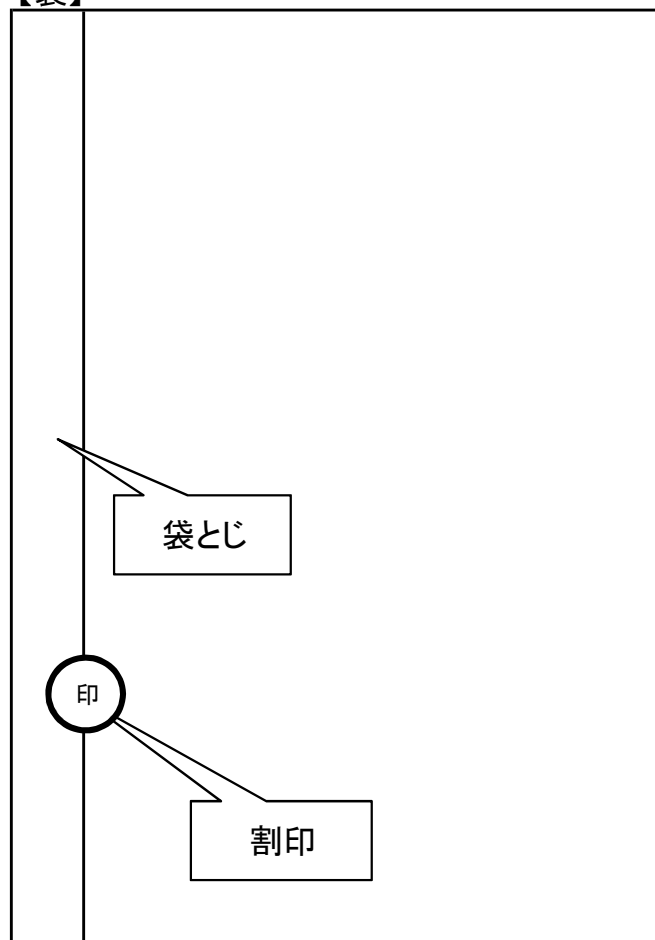
## 協定書の作成について

- 協定書は、A4袋とじとし、白黒で作成してください。
- 協定の締結日は空欄としてください。  
(事務所長印を押印後、当方で記入します。)
- 協定締結者は、申請書に記載した役職者としてください。  
(異動等があった場合は後任者としてください。)
- 地図を除き両面コピーとしてください。
- 最後のページに地図を添付してください。(A4縦 白黒)
- 割り印をしてください。(下図参照。 中間ページに割り印は不要です)

【表】



【裏】



様式－1

## 協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所長

早 川 潤 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(〇〇)」に参加したく申請書を提出します  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)



## 河川災害応急復旧業務に関する調査票

会社名:〇〇建設(株)

## 1. 平成18年4月1日以降の元請として施工した実績

工事又は業務名		工期		発注機関		CORINS番号	
		～					
対象 設備	1. 多重無線設備	2. 端局設備	3. 交換設備	4. 遠方監視装置	5. 長距離用光伝送設備	6. 移動体通信設備	
	7. 衛星通信設備	8. ネットワーク設備	9. テレメータ観測装置	10. 防災情報システム	11. CCTV設備	12. 河川敷放送設備	
	13. 河川情報表示設備						

※1 施工実績として記載した工事又は業務にCORINS番号が無い場合、又はCORINSの登録内容において上記①の実績であることが確認できない場合は契約書等の写しを提出すること。(工事又は業務名、契約金額、工期、発注者、請負者、業務内容及び対象設備が確認できる部分のみでよい。)

※2 該当する対象設備に○印を記入すること。

## 2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格

	技術者氏名	所有資格	住 所(〇〇県〇〇市まで)
例	〇〇 〇〇	技術士(電気電子部門)	東京都北区
1			

※1 記載した派遣可能技術者の資格の写しを添付すること。

※2 記載する派遣可能技術者は1名でよい。

## 3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数

作業員の人数	自社:	人
	協力会社:	人